

令和5年度「医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の
全国統一システムの運用・保守・改修に係るプロジェクト管理支援業務」
第1回検討委員会
議事概要

[日時] 令和5年4月26日(水) 13:00～15:00

[場所] オンライン開催

[参加者]

<委員> (○委員長)

大道 道大	一般社団法人日本病院会 副会長
○尾形 裕也	国立大学法人九州大学 名誉教授
岡田 敦子	大阪府 健康医療部 保健医療室 保健医療企画課 課長
鎌田 智之	東京都 福祉保健局 健康安全部 薬務課 事業連携担当 統括課長代理
小森 直之	一般社団法人日本医療法人協会 副会長
豊見 敦	公益社団法人日本薬剤師会 常務理事
中光 敬	一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会(JAHIS) 戦略企画部 運営幹事
長島 公之	公益社団法人日本医師会 常任理事
奈倉 史子	東京都 福祉保健局 医療政策部 計画推進担当課長
平岡 千里	大阪府 健康医療部 生活衛生室薬務課 医薬品流通グループ 総括主査
三代 知史	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
森 亮二	弁護士法人英知法律事務所 辯護士
山口 育子	認定NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長
吉川 久美子	公益社団法人日本看護協会 常任理事

<事務局>

厚生労働省医政局総務課

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

株式会社三菱総合研究所

◆ 議事 ◆

開 会

1. 薬局機能情報提供制度の項目等の見直しについて（公開）
2. 全国統一システム構築に係る進捗（非公開）
3. 令和5年度事業における検討事項（非公開）

閉 会

◆ 配布資料 ◆

議事次第

資料1：設置要綱

資料2：委員名簿

資料3：薬局機能情報提供制度の項目等の見直しについて

資料4：全国統一システム構築に係る進捗

資料5：令和5年度事業における検討事項（案）

[主な議事内容]

○ 事務局より委員紹介を行った。

1. 薬局機能情報提供制度の項目等の見直しについて

○ 厚生労働省より資料3について説明を行った。

- ・ （長島委員）P4[報告項目等の改正について]の通り、医療、薬局に係る状況が変化して、それに伴って見直し変更されたことは了解した。薬局に対する過大な負担がかからないよう丁寧に、また負担が軽減されるように取り組んでほしい。

なお、行政の施策検討において必要とする情報と、住民の選択とは直接はつながらない。複数の仕組みを使うより一元的な仕組みの方が負担が少ないので、薬局の十分な理解、同意につながるよう丁寧な議論を進めてほしい。

➤ （厚労省医薬・生活衛生局）プレプリントで表示し、変更箇所のみ入力すれば報告出来るようにするなど負担が少なくなるように対応していく。また、行政の施策検討に必要な情報が住民の選択とは直接つながらない点については丁寧に議論を重ね、検討を実施する。項目が増えることによる負担については、意義や報告する内容を現場に丁寧に説明し、簡便な報告ができるよう検討を進めたい。

- ・ （豊見委員）3点指摘したい。

① P6[1. 患者・住民のための薬局の基本情報]のリフィル実績の掲載箇所について、実績件数の数字が薬局選択行動に誤った理解をされないようにする必要がある。

- ② P11[3. 行政が施策検討等において必要とする情報等]の行政の施策検討に使う情報と住民が選択する際の情報は異なることに留意し、今後も見直しを行うなど有用な制度となるようにしてほしい。
- ③ 薬局の過度な負担にならないよう、他の報告制度との共通化なども考慮してほしい。

➤ (厚労省医薬・生活衛生局) ご指摘の3点について、①住民・患者がシステムを利用する場合の表示の工夫等を行い、「実績がない薬局は利用しない」という判断につながらないように留意したい。②と③については、しっかり丁寧に議論し、薬局への負担がないようシステム構築にあたっては必要な対応を行いたい。

・ (山口委員) 薬剤師の役割が対物業務から対人業務へと移っている中、患者が薬局を選ぶということで薬局の役割を理解できるような項目とし、見比べて選べるようにしてほしい。具体的には、次の6点を指摘したい。

- ① P6[1. 患者・住民のための薬局の基本情報]の薬局の面積が広いことが快適で、プライバシーに配慮した空間となるとは限らない。東京都の薬局機能情報提供システムでは相談用個室などを設置しているかどうかを公表している。このように、患者にとってはプライバシーを守る設備、快適に待つ工夫、待ち時間短縮のための対応等の方が重要ではないか。
- ② 薬局の体制について、勤務薬剤師の常勤・非常勤の別は患者にとって重要なのか。
- ③ 医療機関との連携について、医療機関への情報提供だけでなく、逆に医療機関からの情報として退院時カンファレンスに参加している等の項目があれば、選ぼうとする患者がいるのではないか。
- ④ 一般用医薬品の販売方法に関し、一般用医薬品の濫用問題から何か加えることを考えているのか。
- ⑤ 電子お薬手帳について、薬局が対応可能な電子手帳、LINEなどで事前処方箋を送信する仕組みがあるかに対応しているかの方が住民・患者には身近に感じるのではないか。
- ⑥ 行政が施策等に必要情報は、住民への情報提供に盛り込むと難しい内容となるため配慮が必要である。

➤ (厚労省医薬・生活衛生局) ご指摘の6点について、①東京都の情報提供は患者にとって有益であるが、個室の有無等をどう報告させるか検討が必要との認識であり、まずは簡単に報告できる内容と考えている。②常勤・非常勤は住民・患者がかかりつけ機能として考える際に参考になるのではと考えている。③医療機関との連携は、退院時カンファレンス等は資料3の15ページにイメージを提示している。④販売制度は別の検討会にて議論を行っているところである。⑤電子お

薬手帳は、今年3月に電子版お薬手帳のガイドラインを発出し、事業者に取り組を求めているところであり、その状況を見守りたい。

- ・ (山口委員) システムの表示項目が患者にとって有用な情報でない、もしくは使える情報ではない場合には、認知者が増えないことが懸念される。常勤・非常勤に関してかかりつけ薬剤師は本来は患者から選ばれるようになるべきである。
- ・ (森委員) P11[3. 行政が施策検討等において必要とする情報等]の施策に関するものを一般に公開するかどうか分からない中で情報の有用化、薬局側の負担を考えていたが、行政が施策検討に必要とする情報は、別の視点で議論すべきではないか。どのような情報を施策検討で必要としているのか、類型、具体例等含めてしっかり検討してほしい。
 - (厚労省医薬・生活衛生局) 制度の趣旨からして、住民・患者に有用でないものも含むことについては薬局負担も考慮した上で、検討したい。また複数システムを走らせるよりは1つで行うのが有用であると思うが、制度との関係は検討していく。
- ・ (中光委員) P12[4. その他]の緊急的に薬局に対し報告を求める必要が出た場合について、緊急時に使える点ではよいのだが、薬局から報告された内容を公開するときの運用方法も検討してはどうか。緊急で使うことになった場合、普段と異なるシステム機能が必要ということなら事前に準備が必要である。
 - (厚労省医薬・生活衛生局) ここは医療にあつて薬局にないので追加した。軽々しく項目を追加することは考えておらず、緊急的に広く住民患者に伝えるものが出てきた時に対応できるように用意している。都道府県や薬局関連団体と検討している。いろいろ報告してもらっているが、法的な根拠があつたほうがよいと思っている。
- ・ (吉川委員) 患者住民への情報提供ではあるが、薬局の負担にならないような配慮は必要。薬局に対しかなり多くの機能を求められているが、「求められる機能を多くできるのがよい薬局」といった誤った認識が伝わらないようにしていく必要がある。
 - (厚労省医薬・生活衛生局) 住民が適切に利用できるように、利用方法も周知説明していきたい。
- ・ (豊見委員) 行政が必要とされる項目に関し、認定薬局に関する項目は薬局、行政の負担軽減のために制度に加わつたとの認識だが、そのまま患者に見えるようにしているがゆえに逆にわかりにくくなっていることにならないか。
 - (厚労省医薬・生活衛生局) 追加項目として行政が施策検討のみのために追加するものはない。例えば在宅医療に係る実績等は住民・患者だけでなく他の医療施

設等も必要としていると思う。医療計画に対する施策検討で行政が必要としているものもあると思う。認定薬局については、表示方法等整理していきたい。

- ・ (尾形委員長) いろいろ貴重な意見を頂戴したが、見直し案について大きな異論はなかったと思う。指摘については引き続き事務局で検討してほしいが、資料3の内容については了承でよいか。
 - (一同) 了承。
- ・ (厚労省医薬・生活衛生局) 今後のスケジュールとしては、本年中に公布、令和6年1月1日に施行を予定しており、今回審議いただいた内容について令和6年度のサービスインに間に合うように手続きを進めたい。またホームページ上でどう表示するか、住民にわかりやすくということで引き続き検討していきたい。

(以降、非公開)

2. 全国統一システム構築に係る進捗
3. 令和5年度事業における検討事項
4. 今後の予定

以上